



2010年8月31日

各位

会社名 株式会社 資生堂  
代表者名 代表取締役社長 前田 新造  
(コード番号 4911 東証第1部)  
問合せ先 I R 部長 宮坂 明宏  
(TEL. 03-3572-5111)

## ストックオプション(新株予約権)の払込金額等決定に関するお知らせ

当社は、2010年(平成22年)7月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対する長期インセンティブ型報酬としてのストックオプションに関する新株予約権の募集を行うことを決議(同日公表)いたしました。

この募集新株予約権の総数および募集新株予約権の払込金額が決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 募集新株予約権の総数

当社の取締役 591個

当社の取締役を兼務しない執行役員 468個

※新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

#### 2. 募集新株予約権の払込金額

1株当たり1,757円(新株予約権1個当たり 175,700円)

当払込金額は、Hull-White型の修正二項モデルにより、割当日の終値を用いて算定された新株予約権の公正価値である。

#### 【ご参考】2010年(平成22年)7月29日の取締役会で決議(同日公表)したストックオプションについて

当社の取締役および執行役員が、株価を通じたメリットやリスクを株主と共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的に、新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を1円とする新株予約権を用いた長期インセンティブ型報酬としてのストックオプションを、2010年度(平成22年度)においても当社の社外取締役を除く取締役6名、および取締役を兼務しない執行役員12名に対して付与。なお、当該新株予約権の付与に際しては、新株予約権の公正価額を当該新株予約権の払込金額とし、払込金額相当額の金銭報酬を当社の取締役に支給することとしたうえで、当社の取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺する方法により行う。

1. 募集新株予約権の割当対象者

当社の社外取締役を除く取締役6名および取締役を兼務しない執行役員12名

2. 募集新株予約権の総数

当社の取締役 591個

当社の取締役を兼務しない執行役員 468個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

※新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

3. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり1円(新株予約権1個当たり 100円)

4. 募集新株予約権を行使することができる期間

2013年(平成25年)8月1日から2020年(平成32年)7月31日まで

5. 募集新株予約権の払込金額

①Hull-White 型の修正二項モデルにより、割当日の終値を用いて算定される募集新株予約権の公正価値とする。

②新株予約権者は、上記4.の募集新株予約権を行使することができる期間の初日の前日までの間において、上記①の募集新株予約権の払込金額に新株予約権者に割り当てられた募集新株予約権の個数を乗じた金額の金銭による払込みに代えて、2010年(平成22年)7月29日の当社取締役会において募集新株予約権に申込みかつ募集新株予約権の払込金額と相殺することを条件に職務執行の対価として新株予約権者に与えられることが決議された新株予約権者の報酬債権(上記①の募集新株予約権の払込金額に新株予約権者に割り当てられた募集新株予約権の個数を乗じた金額に相当する)をもって相殺することを申し出るものとし、当社は、新株予約権者が当該申し出を行った場合、当該相殺による払込みを承諾するものとする。

6. 募集新株予約権の割当日

2010年(平成22年)8月30日

(注)上記に記載した事項以外の新株予約権の発行条件等につきましては、2010年(平成22年)7月29日に「ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ」で開示しております。

以上